

※この法令は廃止されています。
昭和四十八年運輸省令第五十三号

船舶安全法の規定により臨検等をする職員
の身分を示す証票の様式を定める省令

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九
条ノ三の規定に基づき、船舶安全法又は同法に基
づく命令の規定により臨検等をする職員の身分を
示す証票の様式を定める省令を次のように定め
る。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下
「法」という。）第十二条第一項後段、第二十五
条の四十第二項及び第二十五条の六十一第二項
（法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、
第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項に
おいて準用する場合を含む。）の証票の様式は、
次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものとする。

一 法第十二条第一項後段の証票 第一号様式
二 法第二十五条の四十第二項の証票 第二号
様式

三 法第二十五条の六十一第一項（同法第二十五
条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第
七項及び第二十九条ノ三第三項において準用す
る場合を含む。）の証票 第三号様式

附則 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法
律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日
（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第
二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一〇月二一日運輸省令
第三三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法
の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五
号。以下「改正法」という。）の施行の日（平
成四年二月一日。以下「施行日」という。）か
ら施行する。

附則（平成二二年一月二九日運輸省
令第三九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

附則（平成一四年一〇月四日国土交通
省令第一〇七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年二月二六日国土交通
省令第六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施
行する。

附則（平成一六年一〇月二八日国土交
通省令第九三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防
止に関する法律等の一部を改正する法律（以下
「改正法」という。）の施行の日から施行する。
（様式等に係る経過措置）

第二十九条 この省令の施行の際現にある省令に
よる改正前の様式又は書式による申請書、証明
書その他の文書は、この省令による改正後のそ
れぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の
間、なおこれを使用することができる。

附則（令和三年一月一九日国土交通
省令第七一号）抄
（施行期日）

1 この省令は、海産産業の基盤強化のための海
上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第
三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月
二十日）から施行する。

附則（令和六年三月二九日国土交通省
令第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

（関係省令の廃止）
第二条 次の各号に掲げる省令は、廃止する。

一 船舶安全法の規定により臨検等をする職員
の身分を示す証票の様式を定める省令（昭和
四十八年運輸省令第五十三号）
（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令に
よる改正又は廃止前の様式（次項において「旧
様式」という。）により使用されている身分証
明書は、この省令による改正後の様式によるも
のとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙は、当分の間、これを取り繕って使用するこ
とができる。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

